

番号	質問内容	回答
1	過年度に介護ロボットの補助金を受けたことがあるが、今年度も申請することは可能か。	今年度も非常に多くの事業所からの申請が見込まれますので、申請総額が予算を超過した場合、実施要綱9(1)イにより事業所を選定します。事前に実施する申請見込額調査の結果を踏まえ、採択の可能性がある事業者に対し、申請を行うよう連絡を行います。(採択を確約するものではありません。) まずは申請見込額調査への回答をお願いします。
2	過去に併設事業所分を含めて一括で申請を行い、補助を受けた場合、補助歴(補助額)の扱いはどうなるのか。	過去に併設事業所分を含めて一括で申請を行い、補助を受けた場合は、主たる事業所として補助を受けたものとして扱います。 (例:特養として申請し、特養・ショートステイ・デイサービスそれぞれで利用する機器を導入した場合、全額を特養として補助を受けたものとして扱う。)
3	過去の補助額の合計によって採択順位が変わるようだが、対象となる過去の補助事業名を教えてください。(6月15日追記)	対象となる事業は以下の通りです。 OH28～H30 介護保険施設労働環境改善支援事業 OR1～R6 介護業務における労働環境改善支援事業 OR2～R4 在宅介護事業所・介護保険施設における業務効率化支援事業 OR5～R6 介護業務における業務効率化支援事業 OR7 介護業務における介護テクノロジー導入支援事業
4	今年度中にサービスを開始する予定だが、補助対象となるのか。	令和8年度は事前の申請見込額調査へ回答することを必須としておりますので、申請見込額調査への回答までに介護サービスの指定を受け、サービスの提供を開始している場合は、補助対象となります。
5	事業所ごとに申請となっているが、事業所単位の考え方について知りたい。	原則、事業所番号が同一であるか否かに関わらず、サービス種別ごとに1事業所として扱います。 ただし、以下の場合には例外とします。 ①同一建物内に従来型とユニット型が併存するもの →従来型・ユニット型のいずれか一方の申請としてご申請ください。 ②ほかのサービス種別と同一建物内で実施する介護予防サービス、(市町独自の)訪問型サービス/通所型サービス →同一建物内で実施する他のサービス種別の申請に含めてください。
6	申請見込額調査の回答内容を変更したい/一部または全部を取り下げたい。	調査への回答内容を変更したい場合は、極力回答締め切り日の7月6日までにご連絡ください。 また、変更・取り下げについては、念のため、当初申請見込額調査書の送信を行ったメールアドレスからご連絡いただくようお願いいたします。
7	申請見込額調査書で記載した機種から別の機種に変更して申請することは可能か。	廃番等で本申請時に異なる機種で申請することは可能です。 ただし、申請見込額調査を実効的なものとするため、あらかじめ導入機器をよくよくご検討の上、申請見込額調査書を提出してください。 なお、導入計画書の内容を精査した上で、ひようご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センターより、より導入に適した機器について助言がある場合があります。助言を参考に導入機器を変更する場合は、特に県への連絡なく機器を変更いただいても構いません。
8	申請見込額調査の金額よりも交付申請の際の金額が増加した場合、増額分は補助対象となるか。(6月15日追記)	交付申請前であれば、増額となった部分も補助対象とします。
9	申請見込額調査後の交付申請の期間を知りたい。	今年度は一律で申請期間を設けるのではなく、申請見込額調査の結果申請可能となった事業所に対し、個別に申請についての案内を行います。そのため、一律での申請期間は設けておりません。
10	交付申請・交付決定等のおおよそのスケジュールを教えてください。	以下のスケジュールでの実施を予定しております。 ・9～10月頃 交付申請可否について個別連絡 順次交付申請受付開始 ・10月下旬～11月下旬 順次交付決定
11	交付申請の方法を教えてください。	交付申請の方法については、交付申請可となった事業所に対し、個別にご連絡いたします。 なお、県への提出資料については、県実施要綱(案)の8(1)に記載のあるものを想定しておりますので、あらかじめ確認しておいてください。
12	交付申請の可否については、どのように連絡されるのか。	交付申請の可否については、申請見込額調査書(Excel)の補助金担当者メールアドレス宛にご連絡いたします。
13	交付申請の時期については、個別に連絡があるのか。(6月15日追記)	お見込みの通りです。
14	交付申請の可否の案内はいつ頃あるのか。(6月15日追記)	事業所への連絡は順次実施するため、事業所によって前後する可能性がありますが、概ね9月中下旬頃～10月中での連絡を見込んでいます。
15	交付決定後に、導入機器の変更をすることはできるか。	基本的に変更できませんが、廃番等でやむを得ず変更する必要がある場合は、当課へご連絡ください。交付申請前に、必要な機器をよくよくご検討の上、申請してください。
16	各種上限額は、導入費用の上限ではなく、補助額の上限という考え方でよいのか。	お見込みの通りです。

17	機器の購入時に、ポイントが付与される場合は、どのように申請したらよいのか。	購入時のポイント付与額について、「対象経費の実支出（予定）額」に、ポイント分を差し引いた金額を記載してください。 ポイント分は、補助対象外となります。
18	福祉用具情報システムに掲載されている機器はすべて補助対象となるのか。	すべてではありません。 福祉用具情報システムで介護テクノロジーとして選定された機器（該当機器には介護テクノロジーというマークがついています）が補助対象となります。
19	福祉用具情報システムで介護テクノロジーに選定されていないが、掲載機器に準ずる機能を有する機器を申請したい場合、どうすればよいのか。	ご提出いただいた申請見込額調査書にて判断いたしますので、まずは調査への回答をお願いします。審査の結果対象外となった場合、類似の対象機器へ変更を行うことは可能です。
20	リース費用は、いつまでの費用が対象となるのか。今年度分のみか、来年度以降も対象となるのか。	機器等の購入費用のほか、リース費用も補助対象となります。 例えば、5年リース契約の場合、全額を事業期間（令和9年1月31日）までに支払い、利用を開始したものは、全額今年度事業の補助対象となります。 1年毎に支払う場合、来年度以降に支払う予定の金額は補助対象外となります。 （令和9年度以降のリース費用についても、令和9年1月31日に支払ったものは補助対象）
21	ナースコールは対象となるか。（6月15日追記）	福祉用具情報システムで介護テクノロジーに掲載されているような、見守りシステムの一部にナースコールが含まれるものを除き、補助対象外とします。
22	インカムを導入したいが、付帯経費は補助対象となるか。	インカムについては、TAISに介護テクノロジーとして掲載されている機器を除き、原則3（1）①ア(4)に該当するものとして扱います。そのため、上限額の範囲内で、付帯経費（通信環境整備費等）についても補助対象となります。（子機ケース等の付属品については、対象外となる場合があります。）
23	インカムの上限額の100万円/台について、台数の考え方を聞きたい。（6月15日追記）	子機1台あたり100万円上限とお考えください。
24	PCやタブレット端末、スマートフォンについて、1台あたりの上限額はあるか。	1台あたりの上限額は設けておりません。 付帯元の介護テクノロジーの上限額の範囲で補助対象となります。
25	介護ロボットの補助上限台数として「知事が必要と認める台数」となっているが、必要性はどのように認められるのか。	個々の申請に基づいての判断となりますが、例えばベッドに取り付けて使用する見守り機器であれば、施設の定員を上回る数の申請があった場合、上回る部分について補助対象外とします。 （予備としての購入は補助対象外）
26	ICT、パッケージ型の区分であれば、予備としての購入は可能か。	ICT、パッケージ型であっても予備としての購入は補助対象外となります。
27	付帯経費には上限額があるのか。	主たる機器の導入費用と合計して、主たる機器の補助上限額の範囲で補助対象となります。主たる機器以外の機器の補助上限額までを利用することはできません。
28	今回Wi-Fi環境整備のみを実施する場合、補助対象となるのか。	過去に見守り機器などの接続機器を導入していたとしても、Wi-Fi環境整備のみでは、補助対象外となります。今回、Wi-Fi環境を要する介護テクノロジーに該当する機器等を導入し、それに付随してWi-Fi環境を整備する必要がある場合のみ、補助対象とします。
29	介護ソフトについて、導入済みの機器と連動して記録から請求まで一気通貫となる機器は、単体で一気通貫とならないものでも対象となるのか。	既存の介護請求ソフトと連携することで一気通貫となる場合は、介護記録ソフトも補助対象となります。
30	介護ソフトの導入を考えているが、月額の利用料、保守経費、サポート費、機器説明にかかる費用等は補助対象となるか。	事業期間内に支払いを行った費用に限り、補助対象となります。
31	介護ソフトの基準額について、アカウント数によってライセンス料が変動する場合、一律250万円とするのか、職員数に応じた基準額とするのか。	職員数に応じた基準額（100万円～250万円）としてください。
32	一気通貫型の介護ソフトの導入にあわせて、タブレット入力型の記録システムを導入する場合、どの区分で申請すればよいのか。（6月15日追記）	タブレット記録型の記録システムについては、介護業務支援に該当するテクノロジーとみなし、介護ソフト+タブレット入力型の記録システムとしてパッケージ型の区分で申請いただくことが可能です。
33	一気通貫型の介護ソフトを導入済みの場合、タブレット入力型の記録システムを新たに追加することは可能か。（6月15日追記）	可能です。介護ロボットの介護業務支援（インカムを除く）の区分で申請してください。数量は、接続端末数（ライセンス数、アカウント数、ID数等）としてください。
34	〇〇というAIソフトは対象になるか。（6月15日追記）	AIソフトについては、機能等が多岐にわたるため、個別に判断させていただくこととしています。ICTの区分で申請見込額調査書に入力し、提出してください。ただし、バックオフィスソフト扱いになるため、付帯する経費（通信環境整備や情報端末費）は対象外となります。
35	申請見込額調査書の期日までに見積書が間に合わないが、概算で提出しても良いか。（6月15日追記）	見積書が間に合わない場合は、概算で提出いただいても構いません。

36	基礎編研修の受講は必須か。いつまでに視聴する必要があるか。	基礎編研修の受講は必須です。 申請見込額調査への回答を行う前に、視聴を完了してください。
37	機器の購入はどのタイミングで行えばよいか。	契約・納品・請求・支払のすべてを交付決定日以降に行ってください。 上記行為のいずれかを交付決定日前に行っていた場合、補助対象外となりますので、くれぐれもお気を付けください。
38	事業期間内に納品できない場合、どうしたら良いか。(6月15日追記)	令和9年度1月31日までに納品・支払が完了しない場合、補助金の交付を受けることができないため、速やかに県へ連絡いただき、申請辞退の手続きをお願いします。 支払も含め、期日までに事業完了が可能か業者等に十分に確認の上、補助金の申請を行ってください。
39	令和7年度補助事業からの主な変更点を教えてほしい。	令和7年度の補助事業からの主な変更点は、以下の通りです。 ○補助対象事業所の選定を、過去に本事業により受けた補助額の総額を基準に行います。(令和7年度は補助を受けた年度を基準としていました。) ○バックオフィスソフトの補助区分を、ロボットからICTに変更しました。 ○介護ソフトを導入する際の付帯経費として、上限額を15万円増額しました。 ○介護ロボットについて、県独自の補助対象機器一覧を廃止し、TAISで介護テクノロジーに選定された機器と、それらの機器と機能等が同水準と判断された機器を中心に補助対象とします。
40	昨年度、同一目的の機器は導入できない旨の記載が実施要綱にあったと思うが、今年度はそのような制約はないのか。(6月15日追記)	実施要綱への記載は削除しております。 そういった部分も含め、導入計画書の内容から必要性が認められる範囲で補助対象とさせていただきます。
41	セキュリティアクションの宣言はいつまでに行えばよいか。(6月15日追記)	交付申請時(9月以降を想定)に宣言の確認資料をご提出いただくため、それまでに宣言してください。
42	基礎編研修の受講が要件になっているが、研修受講の方法を教えてください。(6月15日追記)	基礎編研修の受講は、下記のホームページで詳細を確認の上、以下の①～③の手順で行ってください。 また、アンケートの回答(動画内で提示される3つのキーワードを含む)を送信いただくことで受講完了となります。未回答の場合は受講完了とみなされず、補助金の要件を満たさなくなりますのでご注意ください。↓ https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/kaigorobotkenshu.html ①こちらのフォームから、受講申し込みを行ってください。 ②フォーム送信後、画面に表示されるパスワードをメモ等で控えてください。 ③こちらのリンク先に、先ほど取得いただいたパスワードを入力してください。
43	基礎編の受講について、昨年度も受講したが、今年度も受講しないといけないか。(6月15日追記)	今年度も改めて受講ください。